

新型コロナウイルス感染症対応について（第8報）

町民の皆様へのお願い

5月31日までの間、引き続きご協力をお願いします。

- ・不要不急な外出を自粛してください。
- ・不要不急の県をまたいでの移動を避けてください。
- ・宿泊施設、飲食店及び小売店の事業者の皆様は営業を自粛してください。
- ・国の専門家会議が提唱する「新しい生活様式」を実践しましょう。

※東京都を含む1都3県への緊急事態宣言が解除された場合は、その解除の日をもって、宿泊施設、飲食店及び小売店の事業者の皆様への自粛のお願いを終了します。

町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止のためのご協力をいただきまして感謝申し上げます。

政府は5月21日、東京都を含む1都3県と北海道については緊急事態宣言を解除しませんでした。

町民の皆様には、引き続き、3密を避け、外出時にはマスクを着用するなど、広報号外第7報（5月17日発行）でお知らせした「新しい生活様式」を実践して感染予防に努めていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、東京都を含む1都3県への緊急事態宣言が解除された場合は、その解除の日をもって、宿泊施設、飲食店及び小売店の事業者の皆様への自粛のお願いを終了します。

また、今回、町は、新たに2つの施策を用意します。

① 湯沢町宿泊施設支援金の支給

湯沢町内の宿泊施設を事業として運営する法人及び個人事業主に対して支援金を支給します。

支給額は、以下の(a)又は(b)のいずれか多い金額。

(a) 宿泊施設の収容人数×2,000円

(b) 平成31年1月～令和元年12月までの延べ宿泊人数×50円

② がんばろう湯沢飲食・商品券の配布

券は1人当たり5,000円(飲食券500円×7枚,商品券500円×3枚のセット)。

飲食券の使用は飲食店に限る。商品券は小売店のほか、飲食店にも使用可とする。

※詳細は、5月29日までにお知らせします。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年5月22日

(湯沢町新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長) 湯沢町長

田村正幸

役場に来庁される皆様へのお願い

湯沢町役場では、庁舎内における新型コロナウイルスの感染防止を図るため、当分の間、次のとおり対策を講じることとしておりますので、来庁される皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 発熱、せき・けん怠感など体調が悪い方は、立ち入りをご遠慮くださるようお願いいたします。
(電話でご相談ください。湯沢町役場 TEL 025-784-3451)
2. 来庁される際には、できる限りマスクを着用し、せきエチケットの徹底にご協力をお願いいたします。
3. 入口に消毒液をご用意しておりますので、手指の消毒をお願いいたします。

東京都を含む緊急事態宣言対象区域からやむを得ず、来訪された方へ

- ・自宅等での 2週間の健康観察 をお願いいたします。
- ・ご家族が感染しないよう、食器やタオルの共用を控える ようお願いいたします。
- ・ドアノブなど、手で触れる箇所は、こまめに消毒 するようお願いします。
- ・不要不急の外出、夜間の外出 をお控えくださるようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮のお願い

新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ、心ない言動やインターネット・SNS 上における誹謗中傷等が行われないよう人権に配慮した冷静な行動をとっていただくようお願いいたします。

■新型コロナウイルス感染症に関連する相談窓口

湯沢町役場：平日（8時30分～17時15分）

- 事業者の支援等に関する事…………… ☎ 025－784－4850（観光商工課）
- 町税（納税相談）に関する事…………… ☎ 025－784－3452（税務課）
- 高齢者および生活困窮者の生活不安に関する事… ☎ 025－784－4560（福祉介護課）
- 健康不安に関する事（感染症に関しては、南魚沼保健所等へご相談ください。）
…………… ☎ 025－784－3149（保健センター）
- どこに相談したらよいか迷った方の問い合わせ先
…………… ☎ 025－784－3451（総務管理課）